

生活支援型訪問サービス全般

No.	課題	質問	回答	発出日
1	事業所の指定	当市の利用者は、他市において生活支援型訪問サービスの提供を受けることは可能か	生活支援型訪問サービスは総合事業です。総合事業は地域支援事業であるため、他市の事業所において提供するサービス内容等が、当市の指定を受けたサービスは利用することができます。 なお、他市の事業所に対する指定は制限しません。つきましては、他市に存する事業所であっても、今治市の指定基準を満たせば指定を行います。	H31.3.31
2	事業所の指定	生活支援型訪問サービスの指定を受けない場合、現在、従前相当の利用者はどうするか	生活支援型訪問サービスの指定を受けない場合、従前相当の利用者の状態像に該当する利用者へは、今まで通り従前相当のサービス提供ができます。	H31.3.31
3	提供事業所について	生活支援型訪問サービスのニーズはあっても、指定を受ける事業所が少ない場合について	利用者に生活支援型訪問サービスのニーズがあるにも関わらず、利用ができないという状況はあってはならないと考えますので、生活支援ヘルパーなどの確保とともに事業所数の充実に向けて、市としても働きかけを行ってまいります。 制度の適正性と持続可能性を高めるため、訪問介護事業所の皆様におかれましても、生活支援型訪問サービスの実施と生活支援ヘルパーの確保と登用にご理解いただきたいと考えます。	H31.3.31
4	サービスの内容	訪問型サービス（従前相当）と生活支援型訪問サービスの併用について	訪問型サービス（従前相当）は月額包括報酬、生活支援型訪問サービスは1回あたりの単価を適用していることから同月内において両サービスが混在することは想定しておらず、併用はできません。 また、サービス利用ごとに毎回身体介護を必要としない場合であって、サービスを利用する月内において、身体介護を含む場合には従前相当の訪問型サービスを利用することになります。 なお、生活支援型訪問サービスにおいて「10分以上30分未満」と「30分以上45分未満」の時間区分したサービスは同月内において併用が可能です。	H31.3.31

5	生活支援型訪問サービスと予防給付のサービス	生活支援型訪問サービスを利用している要支援者は予防給付のサービスを受けられないか	<p>要支援の認定を受けた方は予防給付と総合事業の両サービスが利用できます。</p> <p>ただし、事業対象者は総合事業のサービスしか利用できませんので、訪問看護や福祉用具レンタル等の予防給付のサービスを利用する場合、要支援等の認定を受ける必要があります。</p> <p>※利用するサービスの選択については、本人や家族の意向・状態等を確認した上で、地域包括支援センター等と相談して決定することになります。</p>	H31.3.31
6	生活支援型訪問サービスの従事者について	指定を受けた以上、従事者が現員からサービス提供が困難な場合でも、生活支援型訪問サービスの提供はしなければならないか	<p>平成 31 年度から実施する「生活支援型訪問サービス」について、サービス内容は必ずしも専門性を必要としない「生活援助のみ」として提供の主体を新たな担い手とすること、限りある介護人材であるヘルパーは「身体介護」を必要とする専門性の高い中重度ケアへ移行することを目的としておりますので、生活支援型訪問サービスの従事者を一定の研修を修了した「生活支援ヘルパー」や旧訪問介護員養成研修 3 級課程修了者としています。</p> <p>つきましては、生活支援ヘルパーなどが確保されていない、あるいは、生活支援ヘルパーが現員から利用申し込みに応じきれない場合については、サービス提供を拒む正当な理由となることを申し添えます。</p> <p>※基準において「訪問介護員等（ヘルパー）も従事可」としておりますが、突発的な事情により生活支援ヘルパー等が確保できない場合にサービス提供ができなくなることを防ぐため、ヘルパーが臨時で対応することは可能としております。</p>	H31.3.31
7	担い手の確保について	従事者を確保する取組はどう考えるのか	<p>従事者などを確保するため、対象を幅広い年齢層とただだけでなく、受講する目的も介護への興味や自己実現なども含めるとともに、地域で運営している訪問介護事業所で研修を実施することで開催場所や時間など受講機会を確保し、市において積極的に周知していくことで受講者を広く獲得していきます。</p> <p>周知については、各事業所からの働きかけとともに、市から地域住民に向けて広報やホームページで発信し、地域包括支援センターや生活支援コーディネーター、協議体、さらに福祉活動専門員やシルバー人材センターなどと連携しながら継続的に発信していくことを想定しております。</p> <p>なお、受講者の確保が難しい状態が継続する場合、実情に応じて必要と判断されるとき、市における研修も開催することも考えます。</p>	H31.3.31

8	担い手の確保について	研修を修了した生活支援ヘルパーが研修を実施した生活支援型訪問サービス事業者へ就労しないことについて	研修修了者について、市から生活支援型訪問サービスを提供する事業者に関する情報を提供するとともに、介護人材へのスキルアップに関する研修や、多様な生活支援に関する活動などの情報も発信し、市全域における地域の人材戦略として推進していきたいと考えています。	H31.3.31
9	担い手の確保について	単価が安くなることで、生活支援ヘルパーなどの雇用が困難	従事者（生活支援ヘルパーなど）の対象は、高齢者に限らない幅広い年齢層としており、それら潜在的労働力から将来の副戦力や主戦力としてキャリアアップを望む者もいれば、キャリアアップを望まない者も一定数存在することから、柔軟に運営していただけたらと思います。	H31.3.31
10	担い手の確保について	採算性の確保が困難	軽度者へ生活援助のみのサービスを提供することによって、将来的に、当該利用者が要介護状態になっても在宅生活を継続するために必要な訪問介護サービスに早期から関わることができるものと考えます。 また、総合事業を通じて、生活支援を専門職以外の新たな人材が担うことにより、専門職としての既存の訪問介護員は、中重度を中心とした身体介護に重心を移すことが可能になる。こうした流れは、中長期的に経営の改善や処遇改善にも資すると思われま。	H31.3.31
11	担い手の確保について	新たな担い手を確保することについて	要支援 1.2 及び事業対象者の方が必要とするサービスの大半は「生活援助のみ」であること。生活援助のみのサービス提供に必ずしも専門性は必要ではないことから、研修時間を 8 時間、サービス内容は生活援助のみとして介護現場で働くためのハードルを下げること、訪問介護の現場で働くための「きっかけ」を創出したものです。	H31.3.31
12	担い手の確保について	生活支援型訪問サービスの提供事業所において生活支援ヘルパーが確保できず、訪問介護員が提供した場合、生活支援型訪問サービスの単価を算定することから処遇の悪化になるのではないか	生活支援型訪問サービスの指定の申請時において、生活支援ヘルパーなどが既に確保できていることが前提となっており、基本的に生活支援型訪問サービスを有資格者である訪問介護員が提供することは想定しておりません。 ただし、突発的な理由により生活支援ヘルパーなどが確保できない場合、訪問介護員が臨時で提供することは考えられます。 ※計画に位置付けた生活支援型訪問サービスの提供を実施した場合、実際に提供する従事者等が「有資格者」であっても、報酬等については生活支援型訪問サービスが適用されます。	H31.3.31

13	地域の人材戦略	新たな担い手を確保することについて	<p>保険給付で提供されるサービスの範囲は限定的であり、必ずしも包括的に生活の支援ができるとは限らない。今後高齢者の増加に伴い一層多様化していくニーズに対応するためには、より柔軟で提供範囲が広い生活支援のサービスや地域の助け合いの仕組みが必要になってくることから、「一定の研修」を介護現場で働く「きっかけ」作りとなるよう地域全体の人材戦略と捉え、研修修了者については多様な機関と連携することで人材のすそ野を広げ、生活支援等サービスの担い手となるマンパワーの確保につなげていきたいと考えています。</p>	H31.3.31
14	提供事業所について	生活支援型訪問サービス実施時に、どれくらいの利用者を見込みどれくらいの事業所が必要と考えているか。	<p>参考として、今治市の訪問型サービス利用者は約 700 人で推移しており、仮に 8 割程度が生活支援型訪問サービスに移行すると考えた場合、単純計算で、利用者を 560 人程度と見込んでいます。</p> <p>個々の事業所により状況は変わりますが、1 つでも多くの訪問介護事業所に指定を受けてもらえるよう継続的に働きかけていきます。</p>	H31.3.31
15	サービスの提供について	生活支援型訪問サービスの利用を希望する場合の対応について	<p>生活支援型訪問サービスを提供するにあたり、事業所において生活支援ヘルパーなどが確保されていない、あるいは、生活支援ヘルパーが現員から利用申し込みに応じきれない場合については、サービス提供を拒む正当な理由となると考えます。</p>	H31.3.31
16	サービスの提供について	生活援助のみのサービス提供時に失禁や転倒があった時の、生活支援ヘルパーの対応について	<p>生活支援型訪問サービスの対象者は「生活援助が必要な人で、身体介護が不要な人。及び状態が安定しており、必ずしも専門的な支援を必要としない人」としており、緊急事態が発生する可能性は想定しておりません。ただし、転倒時に立ち上がれないなど医療的な措置が必要と認められる場合は、訪問介護事業所の緊急対応マニュアルに従って対応していただくこととなります。</p>	H31.3.31

基準

No.	課題	質問	回答	発出日
1	質の担保	新しいサービスの従事者を「一定の研修」を終了した無資格者に緩和して、質は担保できるのか	<p>総合事業は高齢化社会を地域で支える仕組みを推進していく事業であり、介護の担い手が減少し、専門職のみで地域を支えることが難しくなる中で、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実していくものです。</p> <p>調査において「生活援助のみ」を必要とする要支援 1.2 及び事業対象者の占める割合が非常に高い実情に応じて創設する生活支援型訪問サービスの内容は老計第 10 号における「生活援助のみ」であり、必ずしも専門性を必要としないことから、新たな担い手が訪問介護の現場で働くための「きっかけ」になると考えております。</p>	H31.3.31
2	サービス提供内容	サービス内容を生活援助のみとしているが、生活援助とは	生活援助の内容につきましては、平成 30 年 3 月 30 日付け「介護保険最新情報（V o 1.637）」をご参照ください。	H31.3.31
3	サービス提供内容	生活支援型訪問サービスの提供可能な範囲は、訪問型サービス（従前相当）と同様か	生活支援型訪問サービスの内容について、専門的技術を要しない生活援助にかかるサービスに限定します。その他については、訪問型サービス（従前相当）と同様です。	H31.3.31
4	サービス提供時間	時間区分を 2 つに設定していることについて	<p>要支援 1.2 及び事業対象の方に対しての生活援助であれば 45 分を大幅に超えるサービスについて一般的に想定しがたいと考え、「10 分以上 30 分未満」と「30 分以上 45 分未満」に設定しました。例えば 45 分を大幅に超える場合、生活支援型訪問サービスへの移行に当たり、サービス提供内容に照らして提供時間が妥当かどうか、利用者のこだわりでないか等、再度の内容確認をお願いします。</p> <p>なお、生活支援型訪問サービスへの移行に伴い、真に必要なサービスが削られてしまうことは想定しておりませんので、必要な支援であって提供時間が大幅に超えてしまう場合は、提供回数も含め、検討の必要があると考えます。</p>	H31.3.31

5	人員基準	生活支援ヘルパー等が体調不良等の突発的な理由により行けなくなった場合、訪問介護員が訪問する場合も想定されるため、指定申請時には全て記載が必要か	生活支援型訪問サービス事業所に定める人員基準を満たしていれば、訪問介護事業所の全職員の届け出は不要ですが、臨時で対応する可能性のある訪問介護員については届出が必要です。	R2.3.31
6	人員基準	基準緩和となっている点について	<p>訪問型サービス（従前相当）と異なる点は、下記の通りとなります。</p> <p>◎管理者について</p> <p>専従1人以上としていますが、常勤である必要はありません。</p> <p>また、管理業務に支障がなければ生活支援型訪問サービスの他の業務や同一敷地内の他事業所などの職務は兼務可能です。訪問介護や訪問型サービス（従前相当）の管理者とも兼務できます。</p> <p>◎従事者等について</p> <p>1人以上の配置が必要ですが、常勤、非常勤を問いません。</p> <p>従事者等とは市が定める研修修了者と旧ホームヘルパー3級取得者とし、1名以上の配置が必要です。なお、有資格者であっても高齢や本人の環境等の理由により「生活援助のみ」のサービス提供しかしない、できない場合は従事者として該当します。</p> <p>◎訪問事業責任者について</p> <p>訪問事業責任者について、1人以上の配置が必要です。</p> <p>訪問事業責任者は訪問型サービス（従前相当）におけるサービス提供責任者に該当するものですが、資格要件は介護福祉士、実務者研修修了者のほか、介護職員初任者研修修了者も対象とします。</p> <p>また、訪問介護及び訪問型サービス（従前相当）と同一の事業所において、生活支援型訪問サービスを一体的に運営する場合、訪問事業責任者は訪問介護及び訪問型サービスの基準の範囲内で兼務することは可能です。その場合、生活支援型訪問サービスの利用者1人を訪問介護及び訪問型サービスの利用者0.2人とみなして算定することを考えています。</p>	H31.3.31

7	生活支援型訪問サービス費の算定	生活支援型訪問サービスの単価において、プランに位置付けた回数を実績が下回ってしまった場合の請求	今治市の生活支援型訪問サービスの単価については、実績に基づいた回数による算定とします。	H31.3.31
---	-----------------	---	---	----------

単価

No.	課題	質問	回答	発出日
1	単価設定	単価の設定方法について	<p>介護サービスの費用は、おおむね提供者にかかる人件費と事業運営のための間接費で構成され、その比率は、訪問サービスの場合 7 : 3 程度であることを踏まえ、生活支援型訪問サービス単価は下記の 2 点により算定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 生活支援型訪問サービスの単価は、訪問型サービス（従前相当）からサービス内容と人員基準を緩和したことにより、訪問型サービス（従前相当）の報酬をベースに反映させる。 ◎ 訪問型サービス（従前相当）の報酬のうち人件費相当部分について、介護職員初任者研修修了など有資格者の人件費を市の規定に基づく研修修了者（介護保険制度上は無資格者）に置換した。 <p>※厚生労働省「平成 29 年度介護従事者処遇状況等調査結果」参照。</p>	H31.3.31
2	時間区分	時間を 2 つに区分したことについて	<p>単価は人員基準の緩和を踏まえたものであり本来サービス提供時間を変更するものではありませんが、提供するサービスは「生活援助のみ」であることを考慮し、ケアマネジメントにおける適切なアセスメントの結果を反映した、利用者にとって真に必要なサービスを提供することが可能な時間を想定しております。</p>	H31.3.31
3	時間区分	サービス提供時間が短いことについて	<p>生活援助のみであれば短時間でも自立支援に資する真に必要なサービスの提供が可能と考えます。</p>	H31.3.31

一定の研修

No.	課題	質問	回答	発出日
1	研修の実施について	研修実施までの流れについて	研修の実施申請からサービス提供までの一連の流れについては、「研修の手引き」と「サービス提供までの流れ」をご参照ください。 ※今治市 HP>高齢介護課>介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）>生活支援型訪問サービス	H31.3.31
2	研修の実施について	対象者の範囲について	対象者の範囲は特に制限は設けていません。 生活支援型訪問サービスの主な担い手は今治市の指定する「一定の研修」を修了した者（生活支援ヘルパー）としており、元気高齢者、主婦層や比較的時間に余裕のある方等を想定しています。	H31.3.31
3	研修の実施について	訪問サービス事業所が研修を実施しなければならないことについて	生活支援ヘルパーを多く確保するため、地域で訪問事業を展開している事業所において研修を実施していただくことで、研修場所や日時など研修機会をできるだけ多く確保していきたいと考えております。なお、研修は1事業所が単独で実施することを定めておらず、複数の事業所において合同の研修を実施することも可能と考えます。 また、市において随時、研修状況を把握しながら、必要に応じて市が研修を実施することも考えております。	H31.3.31
4	研修の実施について	研修の項目について	旧ホームヘルパー2級相当の研修内容を参考としており、その内、生活援助について必修とすべき研修の「項目・時間」は市において指定し、研修の総時間は概ね8時間を想定しております。 研修の項目、時間、講師要件については、「今治市生活支援型訪問サービス従事者養成研修 標準課程」をご参照ください。	H31.3.31
5	研修の実施について	研修の講師の資格要件について	研修の項目、時間や内容をまとめた「今治市生活支援型訪問サービス従事者養成研修 標準課程」において、必要と考える講師の要件を示しております。なお、研修実施事業所として承認を受ける場合、事前に市へ講師の資格について届け出るようになっており、市において講師として適切であるか確認させていただくこととなります。	H31.3.31

6	研修の実施について	訪問介護事業所において、専従職員が講師をすることについて	今治市生活支援ヘルパー研修は、各事業者が職員向けの研修として行っていただくことなどを想定しています。「専従」とはサービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものであり、研修講師の業務は「サービス以外の職務」に該当しません。 ※参照 「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についてのQ&A【9月30日版】P49「問11」	H31.3.31
7	研修の実施について	研修において使用する資料について	市の指定する項目の一部につきましては、市においてテキストを作成しておりますのでご利用ください。それ以外の項目に対応するテキストについては、市が示す研修内容に基づき、講師の方が適切と判断されたものをご使用ください。	H31.3.31
8	研修の実施について	研修の実施計画について	地域の人材戦略として、できるだけ多くの担い手を確保していきたいと考えておりますので、来年度のみではなく継続して研修の実施を働きかけていきたいと考えています。	H31.3.31
9	研修の実施について	無資格者以外は研修受講が必要か	生活支援型訪問サービスの担い手は、無資格者であって「一定の研修」の修了者と旧訪問介護員養成研修3級課程修了者としておりますが、後者につきましては、介護保険上の有資格者であることから「一定の研修」修了者として受講は不要と考えます。 なお、資格を証明できない場合は受講が必要です。また、有資格者であっても長く現場から離れていた場合など、研修実施事業所において生活援助の提供について受講が必要と認めるときは、必要に応じて受講してください。	H31.3.31
10	研修の周知について	受講者の確保における研修開催の周知について	生活支援ヘルパーは高齢者に限らず幅広い年齢層とし、継続的・段階的に増やしていくことから、研修実施事業所の周知活動はもちろんのこと、研修実施の承認申請において把握した情報から市のホームページや様々な会を活用して広く周知していく予定です。	H31.3.31
11	生活支援ヘルパーについて	生活支援ヘルパーとして雇用できるのは、研修を実施した訪問サービス事業所のみか	生活支援ヘルパーが研修を実施した事業所へ就労することの制限はせず、他の事業所においても就労は可能と考えています。	H31.3.31

介護予防ケアマネジメント

No.	課題	質問	回答	発出日
1	介護予防ケアマネジメントの選択	生活支援型訪問サービスにおいて、実施する介護予防ケアマネジメントについて	生活支援型訪問サービスにおいては「介護予防ケアマネジメントA」を選択してください。	H31.3.31
2	介護予防ケアマネジメントの選択	生活援助のみを要する者の判断基準について	生活援助については、平成30年3月30日付け「介護保険最新情報（V o 1 .637） 訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」の内容に従います。	H31.3.31
3	介護予防ケアマネジメントの選択	同月内における従前相当と生活支援型訪問サービスの併用について	同月内において従前相当と生活支援型訪問サービスの併用はできません。	H31.3.31
4	介護予防ケアマネジメントの選択	生活援助のみの利用の場合、必ず生活支援型訪問サービスになるか	生活援助のみの利用者でも、既に訪問型サービス（従前相当）を利用しているケースで、利用の継続が必要な場合や、状態により有資格者であるヘルパーによるサービスが必要な場合など、訪問型サービス（従前相当）の利用が想定されます。	H31.3.31
5	サービスの利用について	プランに基づいて生活支援型訪問サービスの利用を調整した結果、提供できる事業所がない場合について	プランに基づいて、プラン立案者がサービス調整を行った結果、適切なサービス事業所がない場合には、訪問型サービス（従前相当）を利用してください。サービス調整を行う前に、利用者に訪問型サービスの利用になる可能性があることを伝えておき、スムーズに調整を行うなどの配慮をお願いします。	H31.3.31

6	サービスの利用について	<p>プラン立案者から生活支援型訪問サービスの提供が可能か問い合わせがあった際、人員配置等の理由により提供はできないが、訪問型サービスの提供は可能である場合について</p>	<p>生活支援型訪問サービスの人員配置の状況等について、プラン立案者に伝えてください。</p> <p>生活支援ヘルパーが確保されていない、あるいは、生活支援ヘルパーが現員から利用申込に応じ切れない場合については、サービス提供を拒む正当な理由となります。</p> <p>プラン立案者は、他の生活支援型訪問サービスの提供事業者等への確認も含めてサービス調整を行います。</p> <p>なお、生活支援型訪問サービスについてサービスを提供する事業所数によっては、希望に添えないことがあることを利用者に伝える必要があります。</p>	H31.3.31
---	-------------	--	---	----------